

令和5年7月3日

保険医療機関 開設者 様

東海北陸厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、本年7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認していただき、**施設基準の要件を満たしていないものがある場合に限り**、「施設基準の届出の確認について（報告）」により、令和5年7月31日（月）までに郵送にて提出してください。

下記の「施設基準の届出の確認」が終わりましたら、必ずホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄についてもご確認ください。
報告が必要な様式が、【報告確認ツール】で確認できます。

記

1. 施設基準の確認手順について**(1) 施設基準の要件の確認**

- ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、東海北陸厚生局のホームページに掲載している「施設基準の届出受理状況」を御参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

- ① すべて要件を満たしている場合
「施設基準の届出の確認について（報告）」の作成は不要です。
- ② 要件を満たしていないものがある場合
「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入の上、提出してください。
併せて、要件を満たしていない施設基準の「辞退届」を提出してください。

2. 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できませんので、御留意ください。

(届出が不要となっている施設基準の例)

※ これらの施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記 1 (2) の報告は不要です。

- | | |
|-----------------------|--|
| ・ 夜間・早朝等加算 | ・ 在宅時医学総合管理料の注 8 |
| ・ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 | ・ 施設入居時等医学総合管理料の注 5 |
| ・ 明細書発行体制等加算 | ・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 8 に掲げる耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 |
| ・ アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 | ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 (歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。) に掲げる手術 |
| ・ 小児抗菌薬適正使用支援加算 | |
| ・ 遠隔連携診療料 | |
| ・ 連携強化診療情報提供料 | |

3. 郵送先及びお問い合わせ先

前記の報告書等は保険医療機関が所在する県を管轄する事務所(愛知県にあつては指導監査課)に郵送にて提出してください。

県	郵送先・お問い合わせ先	
愛知県	東海北陸厚生局 指導監査課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 6 階 電話 052-228-6179
富山県	東海北陸厚生局 富山事務所	〒930-0085 富山市丸の内 1 丁目 5 番 13 号 富山丸の内合同庁舎 5 階 電話 076-439-6570
石川県	東海北陸厚生局 石川事務所	〒920-0024 金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階 電話 076-210-5140
岐阜県	東海北陸厚生局 岐阜事務所	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階 電話 058-249-1822
静岡県	東海北陸厚生局 静岡事務所	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階 電話 054-355-2015
三重県	東海北陸厚生局 三重事務所	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階 電話 059-213-3533